



民生委員制度の概要

(1) 民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員とは、地域住民の子育てや介護など、福祉に関連した悩みの相談役や支援を必要とする方と行政とのパイプ役を務めていただく、地域福祉の奉仕者です。

(2) どんなことをするの？ ～民生委員・児童委員活動の7つのはたらき～

- ① **社会調査**・・・担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
- ② **相談**・・・地域住民が抱える課題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。
- ③ **情報提供**・・・社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- ④ **連絡通報**・・・住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をはたします。
- ⑤ **調整**・・・住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- ⑥ **生活支援**・・・住民が求める生活支援活動を自ら行ない、支援体制をつくっていきます。
- ⑦ **意見具申**・・・活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて「沼津市民生委員児童委員協議会」や「法定地区民生委員児童委員協議会」((3)参照)を通して関係機関等に意見を提起していきます。

(2) どのように選ばれる？

民生委員・児童委員は、市内各地域から推薦された方々を沼津市民生委員推薦会で選考し、県知事に推薦します。推薦会は、市議会議員、自治会役員、民生委員・児童委員、社会福祉・教育関係者、行政機関職員等14人で構成されています。県知事は、選ばれた人々について県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後に、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

(3) 組織は？

沼津市では現在、373名の民生委員・児童委員により、「沼津市民生委員児童委員協議会」が組織されています。また、民生委員・児童委員の全員が、市内20地区に設置された「法定地区民生委員児童委員協議会(法定地区民児協)」に参加しています。法定地区民児協には、互選によって選ばれた代表者がいて、毎月1回定例会議を開いています。地域の福祉問題の分析や担当している世帯への援助方法の検討などを行い、日頃の活動を推進するうえで大切な場となっています。

(4) 担当する区域があるの？

委員一人ひとりに担当する区域が定められています。人口10万人以上の市は、170～360世帯ごとに1人を基準に配置されます。

(5) 設置根拠は？

民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中に、子育てや児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」が設置されています。(373名の民生委員・児童委員のうち40人が主任児童委員で、各地区に2人ずつ配置されています。)

(6) 任期は？報酬は？

民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期は、3年間です。(現在の委員の任期は、令和4年12月1日～令和7年11月30日です。)

報酬は、活動費としての実費弁償を除き、支払われません。

沼津市 民生委員・児童委員 主な年間活動予定

民生委員・児童委員にご就任いただいた場合、担当地域における見守りや相談、市や市社会福祉協議会等からの依頼へのご協力、定例会や研修への参加等が主な活動となります。なお、年間の主な活動内容は以下のとおりです。なお、開催時期、場所等は年度によって変更する場合がありますので、ご注意ください。

【市依頼】

- 高齢者世帯等実態調査(9月1日基準)
…市長寿福祉課より依頼、各地区における個別訪問および調査表の作成。
- 母子父子家庭等調査(3月1日基準)
…市こども家庭課より依頼、各地区における個別訪問および調査表の作成。

【社協依頼】

- 賛助会費取りまとめ(6月頃、各地区に社協から協力依頼を受けた世帯に対し、戸別訪問し、会費をお預かりする。)
- 赤い羽根共同募金取りまとめ(10月頃、活動の流れは賛助会費の取りまとめとほぼ同様。)
- 歳末支援金配布(12月頃、社協からの依頼を受け、各地区に支援を必要とする世帯に対し、戸別訪問し支援金をお渡しする。)

【市民児協主催】

- 総会(5月、沼津市民文化センター)
- 交流大会…全委員対象の交流行事。(年1回、室内運動会等)
- 全体研修(8月、県外)…全委員対象の県外視察研修。
- 部会研修(9月・2月)…各部会(原則として、全ての委員が“生活援護部会”、“地域福祉部会”等の5つある部会のうち、いずれかの部会に所属します。)による研修会(年2回)。

【県主催】

- 1期目委員、中堅委員、役員委員研修会…合同での全体研修。それぞれ年1回。
- 新任委員研修…一斉改選における新任委員対象研修。2月頃開催(改選年のみ)。

【各地区主催】 ※各地区により開催内容は異なります。詳細は各地区民児協にご確認ください。

- 地区民児協定例会…地区ごと月1回開催
- 地区交流研修会…2地区ごとの交流研修(年1回)
- 地区での各種活動、各種行事への参加
- 活動記録の記入・提出

【その他】

- 相談、見守り、行政福祉サービスへの案内、関連機関との連絡調整、証明事務 等、個別の依頼や必要に応じた活動。
- 各地区の会長・副会長は、上記以外に別途出席会議や研修があります。
- 主任児童委員については、市及び社協からの調査依頼等は対象外です。
- 主任児童委員は、上記以外に、市主任児童委員連絡会の定例会が年6回と、県主催研修会が年2回あります。